

住宅審議会(11月会議)付議事項に対する主な意見及び対応状況

資料3

会議	発言者	主な意見及び指摘事項	対応状況
住宅審議会 会議(11月)	本間会長	【計画期間 P1】 計画期間が～2031年までの7年間である。通常、計画期間は10年とすることが多いが、なぜ7年間としているのか。関連する計画との整合性も含めて説明いただきたい。	【回答】 熊本市の最上位計画である第8次総合計画との整合性のため計画期間を7年としています。関連する計画についても同様に第8次総合計画との整合性により計画期間を設定しています。 本計画は、現行の全国計画及び熊本県計画の計画期間より1年後の改定を予定することで、全国計画、熊本県計画の次期改定内容も反映できると考えています。また、本計画の計画期間7年の間に中間見直しも予定しているため、上位計画や関連計画との齟齬が生じないようにしていきたいと考えています。
	福島委員 長島委員 本間会長	【高齢者の住まい確保 P30】【住宅セーフティネット P32】 最近では単身高齢女性の住み替え相談が増えている。物価高で高齢者向け住宅に入れない方が増えていると感じる。 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合という指標に関して、これだけの高齢者向け住宅が整備されたとしても、そこに入れない方々がいるので、高齢者向け住宅を、軽症状の方等いろいろな方に対応できる体制が整っているのかという視点を取り入れてもらいたい。 セーフティネット住宅を高齢者向けに増やしていくことが求められるのではないかと。 高齢者とひとくくりにしても、ご家族やお身体の状態が変わっていくものなので、各々に対して、例えば住み替えの窓口等、支援やサポートにどのようなつなげていくかというのが課題となってくる。そのなかで指標の中に、マッチングやサポート面での達成状況を確認できるものがあるかと思う。	【原案通り】 低廉な家賃の住宅が不足していることは市としても課題と認識しており、P14 第2章 図2-15で、その状況をグラフ化したり、P32 第4章 施策1-3で、低廉なセーフティネット住宅が不足しているため、セーフティネット住宅の普及啓発を継続する旨、記載しています。 また、「住宅セーフティネット計画」の指標に、現行の住生活基本計画の指標である「あんしん住み替え相談窓口(熊本市居住支援協議会)での物件成約件数」を追加しました。 なお、住宅セーフティネット法等が昨年改正され、今年秋の施行が予定されており、詳細が判明し次第、「高齢者住まい計画」「住宅セーフティネット計画」を改めて見直したいと思えます。
	福島委員	【居住支援協議会との連携 P30】 主な取組の、「地域包括支援センター・障がい者支援センター等による高齢者・障がい者等の相談体制の充実」は大事ではあるが、この中だけでは解決できないこともあるので、居住支援協議会と連携した相談体制の充実と入れておかれると相談体制として充実すると思う。 「あんしん住み替え相談会の運営」についても、各種窓口との連携も大事だが、居住支援協議会との連携も必要となる。	【対応済】 施策1-3の全文を見直し、特に「熊本市居住支援協議会、住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携した入居時・入居中・退去時の居住支援を提供します。」との文言を盛り込みました。また、主な取組においても同様です。
	山田委員 本間会長	【住教育、こどもの視点 P51】 教育という形で何かできないかと考える。計画の中に、安心な住まい、安全な住まい、上質な住まいという言葉があるが、これらは全て今の大人が考えたもので、こどもの声が反映されていないように感じる。次の世代に向けた視点での施策についてどう考えているか。 P51の指標に教育に関する内容を包括するものがあれば入れていただきたい。「移住してきた」ではなく、「こどもたち」が住みたいというところを指標に入れたほうが良い。 教育という点では、実際に家庭科の「地域を知る」という内容で、地域の様々な職種の人たちが入って地域の勉強をする授業をされている。数値としては、中学校や小学校が教育課程において既に活動しているので、それを目標として掲げることもできるのではと思う。	【原案通り】 施策5-1の主な取組に「教育課程における住教育の充実に向けた取組の維持」と記載しています。現在、家庭科で省エネや高齢期の住まいについて内容を充実させて授業を実施しているところですが、住教育に関する指標化について、熊本市教育センターと検討した結果、こどもの住教育に関する知識習得を点数化したり、授業時数を掲げたりすることは、本計画に適さないと判断しました。 住教育等、こどもを含む市民に分かりやすい情報提供に今後もつとめていきます。
	上野委員	【計画の見直し】 全国計画は、本計画の計画期間の途中で改定が予定されている。その際に、本計画も少し見直しが必要になるかと思う。最新の情報は、令和8年の閣議決定を目指して全国計画を改定する予定であることが公表されているので、そのこと考慮していただきたい。	【原案通り】 法改正・全国計画改定に伴い、中間見直し等を実施していきたいと思えます。 P2の「1-3 計画期間」において、見直しが必要になった場合は、柔軟に見直す旨、記載しています。
	上野委員 長島委員	【DXによる見守り P30・32・52】 コロナ禍を経てDXが大幅に進んでいる状況であり、国も県もDXの推進に取り組んでいるところである。住宅関連においても、例えば高齢者の見守りや、教育、障がい者への支援等、様々な場面で活用できる技術が今後出てくると考えられるので、それらを住宅分野にも積極的に取り入れていこうと県も考えており、市にも取り組んでいただきたいので、そのニュアンスを計画に反映していただきたい。	【対応済】 施策1-2、1-3、5-2において、「ICT機器等を活用した見守りの導入等の普及啓発」を追加しました。
	上野委員 本間委員	【空き地】 空き家除去後の空き地について、国の動きも新しい成果が必要ではないかという動きを始めているところなので、何らかの考え方を出せると良いのではないかと。県もなかなか取組ができていないところがあるので、一緒に頑張っていきたい。 DXの推進、空き家施策、移住定住施策と連携させると非常に良い。	【事業参考】 空地については、国交省も現在方針を検討中と認識しており、方針が決まり次第、市でも担当課・取組や事業等が決まってくるものと思えます。その際には計画に反映させたり、他施策との連携も考えていきたいと思えます。

<p>今坂委員 上野委員</p>	<p>【省エネ・環境配慮住宅 P50】 熊本の気候に合った省エネ・創エネの家づくりの支援について計画に入れていただきたい。例えば熊本では冷暖房必要のない時期も多いので、その時期にZEHの家ではエネルギーをどう作るのか等。 伝統的な木造住宅の建設が難しくなっている状況があり、人材育成、県産木材を使用した住宅の普及、環境に配慮した住まいということを総合的に配慮して熊本型の環境配慮住宅を県でつくっている。来年4月から建築基準法や建築物省エネの技法が改正になり、断熱性能が義務化となる。ZEHを進めることは、脱炭素の取組の中で求められているところであり、本計画でも県産木材の使用に関する記載はあるので、これと絡めて熊本型の環境配慮住宅についても記載いただければありがたい。 そういった中で、熊本の気候や水資源についても書いても良いのかなと思う。</p>	<p>【対応済】 県住宅マスタープランの「環境共生住宅」について記載し、整合を図りました。また、本文中に「ZEHや、その水準を大きく上回るGX志向型住宅などの省エネ住宅の普及が目指されています。」を追加しました。 また、熊本の気候特性については、P97 資料編にて、「市の地勢と気候」をまとめたページを追加しました。</p>
<p>堀川委員 本間会長</p>	<p>【検証指標 P71・72】 指標の基準値に対する目標値の設定の考え方について、達成可能な無難な目標値を設定しているのではないかと感じる。計画なので、あるべき姿として達成すべき目標の数値を書くべきではないか。 また、指標の基準となる根拠が「総合計画との整合を図る」といった書き方で終わっていて、結局これは「丸投げ」ではないか。本当に総合計画での設定目標の内容を確認して、住生活基本計画としてどうするのかの議論が必要ではないかと考える。</p>	<p>【対応済】 指標の設定は、他計画において記載されているものは既に検討を経ているものであり、そちらと連携する必要があると考えています。 なお、目標値設定の考え方については、引用している計画等がある指標はその考え方も併せて記載しました。</p>